

旧警戒区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者（X1）に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者（X2）に月3割の増額、両名の主たる介護者（X4）に月10割の増額、従たる介護者（X3）に月3割の増額がそれぞれ認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1・同X2・同X3・同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、別紙記載の通り、合計金2672万8650円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

ア 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（ア）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して、別途損害賠償請求することを妨げない。

（イ）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して、別途請求しない。

イ 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目中、精神的損害について、その対象期間以降の損害の存否及びその金額に関しては、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して、別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、

被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月17日

(仲介委員 井ノ上正男)

別紙(申立人X1)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)
生命身体損害	付添費用	24.6.23~24.8.25	9,900
	通院慰謝料	23.3.11~24.8.31	631,200
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	23.3.11~28.3.31	
	慰謝料の加算増額事由	同上	6,120,000
合計			6,761,100

別紙(申立人X2)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)
生命身体損害	付添費用	24.6.1~24.8.27	92,400
	通院慰謝料	23.3.11~24.8.31	847,200
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	23.3.11~28.3.31	
	慰謝料の加算増額事由	同上	1,836,000
合計			2,775,600

別紙(申立人X3)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	23.3.11~28.3.31	4,600,000
	慰謝料の加算増額事由	同上	1,830,000
その他費用	猫引取交通費	24.12.5~25.2.14	22,000
	猫引取後医療費	同上	19,950
合計			6,471,950

別紙(申立人X4)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	23.3.11~28.3.31	4,600,000
	慰謝料の加算増額事由	同上	6,120,000
合計			10,720,000